

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

平成30年5月10日開会

熊本県南小国町

## 平成30年度南小国町農業委員会5月総会

1. 開催日時 平成30年5月10日(木)午前10時00分から午前10時45分
2. 開催場所 南小国町役場 議場にて
3. 出席委員 (8人)

3番 松崎久美子 委員	4番 下城孔志郎 委員
5番 佐藤竹良 委員	6番 村上文秋 委員
7番 河津篤 委員	8番 北里丈夫 委員
9番 穴井堅 委員	10番 武田時吉 委員
4. 欠席委員 (2人)

1番 杉安申歳 委員
2番 佐藤省市 委員
5. 会議録署名委員の指名 (3番委員、4番委員)
6. 議案第 7 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
7. 議案第 8 号 農地法各条関係審議について
8. 議案第 9 号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について
9. 議案第 10 号 下限面積(別段の面積)の設定について
10. 議案第 号 その他
11. 職務のため議場に出席した事務職員(3名)

事務局長 本田圭一郎
事務局職員 佐藤亮

○会長

おはようございます。

本日は欠席が1番杉安さん、2番佐藤省市さんが欠席となっております。

それでは5月の農業委員会総会をただ今から開会いたします。

本日は推進委員の高村さんもおいでとなっております。

最初に会議録署名委員を指名いたします。

3番松崎久美子さん。4番下城孔子郎さんをお願いいたします。

### 議案第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

それでは日程第2の「議案第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。1ページをお願いいたします。

#### 【議案第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について詳細に説明】

以降、事務局職員の佐藤より説明をさせます。

○事務局

では説明をさせていただきます。次ページを開いていただきまして、2ページになります。18条関係になります。

職員

賃貸人(〇〇)〇〇〇〇氏。賃借人(〇〇)〇 〇〇氏。申請物件は、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。台帳地目・現況地目共に田で、面積は〇, 〇〇〇㎡。合意成立日及び、合意解約日は平成30年4月24日で、土地引渡期限が平成30年4月30日となっております。解約の理由としましては双方の合意による解約となっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がございました。

この件について質問等はございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問はないというようなことでありますので、採決に移りたいと思います。

農地法第18条第6項の規定による通知について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますのでこの報告のとおり承認することといたします。

### 議案第8号 農地法各条関係審議について

続きまして日程3の「議案第8号 農地法各条関係審議」について上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

3ページをお願いいたします。

**【議案第8号 農地法各条関係審議について詳細に説明】**

以降、事務局佐藤の方よりご説明を申し上げます。

○事務局  
職員

はい。ご説明させていただきます。

4ページをお開きください。

3条関係としまして、番号1 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地。地目は畑。面積は〇〇〇㎡となっております。他田3筆。畑2筆で合計面積が〇,〇〇〇㎡となっております。所有権移転の案件でありまして理由としまして、農業後継者への生前贈与のため。となっております。

続きまして2番 譲渡人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。譲受人(〇〇〇)〇〇〇〇氏。申請物件としまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇。地目が田で面積が〇,〇〇〇㎡となっております。使用貸借権の設定となっております。理由としまして、農業後継者への交換農地再処分のため。となっております。2月に開催されました総会です。ね農地交換後の後継者への使用貸借権の設定となっております。

以上です。

○会長

はい。ただ今事務局から説明がありました。

まず受付番号1について、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(7番委員手をあげる)

7番 河津委員。

○7番委員

3月27日に〇〇〇〇さんから生前贈与のご相談がございまして、現地にすぐに行けなかったものですから、4月2日に現地確認を行いました。

後継者が農業専従者のため何ら問題はないというふうに思われます。

どうぞご審議方よろしくをお願いいたします。

○会長

はい。ありがとうございました。

受付番号1について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないということですので、採決に移りたいと思います。

受付番号1について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので受付番号1については許可することにいたします。

続きまして受付番号2について担当地区委員の説明をお願いします。

(10番委員手をあげる)

10番武田時吉委員。

○10番  
委員

説明します。2月9日の農業委員会で承認をいただきました土地交換の件で〇〇〇〇氏の件について、息子の〇〇〇〇さんに貸借権設定についての件でございます。特に問題はないと思われまます。皆さんの審議をよろしく願います。

○会長

はい。ありがとうございました。

それでは受付番号2について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。ないというようなことでありますので、採決に移りたいと思います。受付番号2について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので許可することといたします。

## 議案第9号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の

### 決定について

それでは日程第4「議案第9号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。7ページをお願いいたします。

#### 【議案第9号 平成30年南小国町農用地利用集積計画の 決定について詳細に説明】

以降、事務局の佐藤よりご説明を申し上げます。

○事務局  
職員

はい。ご説明させていただきます。8ページをお開きください。

受付コード 30013 登録区分 新規となっております。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者 〇〇〇〇〇氏。利用権を設定する土地としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇〇番地。現況地目が田で、面積は〇,〇〇〇㎡。同じく〇〇〇〇〇〇〇番地〇。現況地目は田で、面積〇〇〇㎡。同じく〇〇〇、表記はAとBとなっておりますが、申し訳ありません〇〇〇〇番地です。合わせて〇,〇〇〇㎡となっております。利用内容はキュウリとなっております、期間が平成30年6月1日から平成35年5月31日の5年間となっております。借賃が1筆当たり20,000円と5,000円となっております、利用権の種類が貸借権。法律関係は賃貸借となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営

の状況等としまして、〇〇〇〇氏。男性。〇〇歳。農作業従事日数は250日となっております。詳細は以下のとおりです。

続きまして9ページをお開きください。

受付コード30014 登録区分は再設定となっております。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏となっております。利用権を設定する土地としまして、大字〇〇〇〇〇〇番地。現況地目は田で、面積〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>。同じく字〇〇〇〇〇番地。現況地目は田で、面積〇〇〇m<sup>2</sup>。利用目的は水稲となっております。期間が平成30年6月1日から平成35年5月31日までの5年間となっております。借賃が2筆で60kg。利用権の種類としまして賃借権となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、〇〇〇〇氏。男性。〇〇歳。農作業従事日数が300日となっております。詳細は以下のとおりです。

続きまして10ページをお願いします。

受付コード30015 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏。利用権を設定する土地としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇〇番地。現況地目が田で、面積が〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇〇〇番地。現況地目が田で、面積は〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇番地〇。現況地目が田で、面積が〇〇〇m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇番地〇。現況地目が田で、面積〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>。同じく字〇〇〇〇〇〇番地〇。現況地目が畑で、面積が〇〇〇m<sup>2</sup>。利用内容としまして水稲及び野菜でありまして、期間が平成30年6月1日から平成33年5月31日までの3年間となっております。借賃が反当り13,000円となっており、利用権の種類は賃借権となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして〇〇〇〇氏。男性。年齢〇〇歳。農作業従事日数が240日となっております。詳細は以下のとおりです。

続きまして11ページをお願いいたします。

受付コード 30016 登録区分は新規となっております。

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇氏。利用権の設定をする者 〇〇〇〇氏。利用権を設定する土地としまして、大字〇〇〇〇〇〇〇〇番地。現況地目が田。面積が〇, 〇〇〇m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇番地〇。現況地目が田で、面積は〇〇〇m<sup>2</sup>。同じく〇〇〇〇番地〇。現況地目が田で、面積は〇〇〇m<sup>2</sup>となっております。利用内容は水稲で、期間は平成30年5月11日から平成35年5月11日までの5ヶ年となっております。借賃は全てで180kgとなっております。利用権の種類は賃借権となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、〇〇〇〇氏。男性。〇〇歳。農作業従事日数は300日となっており、詳細は以下のとおりです。

続きまして12ページをお願いいたします。

受付コード30017 登録区分は新規となっております。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏の代理人 ○○○○氏。利用権を設定する土地としまして、大字○○○○○○○○番地○。現況地目が田で面積は○○㎡です。利用内容としまして野菜となっており、期間は平成30年5月11日から平成35年5月11日までの5ヶ年となっております。利用権の種類としまして使用貸借権となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、○○○○氏。男性。○○歳。農作業従事日数は300日となっております。詳細は以下のとおりです。

続きまして13ページをお願いいたします。

受付コード30018 登録区分 新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏の代理人 ○○○○氏。利用権を設定する土地としまして、大字○○○○○○○○番地○。現況地目は田で、面積は○○○㎡。同じく○○○○番地○。現況地目は田で、面積は○○○㎡。同じく○○○○番地○。現況地目は田で、面積は○○○㎡。同じく○○○○番地○。現況地目は田で、面積は○○○㎡となっております。利用内容としまして、牧草となっております。期間は平成30年5月11日から平成35年5月11日までの5ヶ年となっており、利用権の種類は使用貸借権となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、○○○○氏。男性。○○歳。農作業従事日数は300日となっております。詳細は以下のとおりです。

続きまして14ページをお願いいたします。

受付コード30019 登録区分は新規

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏の代理人 ○○○○氏。利用権を設定する土地としまして、大字○○○○○○○○番地。現況地目は田で、面積は○○○㎡です。利用内容としまして野菜となっており、期間は平成30年5月11日から平成35年5月11日までの5ヶ年となっており、利用権の種類は使用貸借権となっております。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等としまして、○○○○氏。男性。○○歳。農作業従事日数は300日となっております。詳細は以下のとおりです。

続きまして15ページをお願いいたします。

受付コード30020 登録区分は新規となっております。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏。利用権の設定をする者 ○○○○氏の代理人 ○○○○氏。利用権を設定する土地としまして、大字○○○○○○○○番地○。現況地目は田で、面積は○○○㎡。同じく○○○○番地○。現況地目は田で、面積は○○○㎡。同じく字○○○○○○番地。

現況地目は田で、面積は〇, 〇〇〇㎡となっております。利用内容としましては果樹及び野菜となっております、期間は平成30年5月11日から平成35年5月11日までの5ヶ年となっております。利用権の種類は使用貸借権及び賃借権となっております。〇〇〇〇〇番地につきましては借賃が10,000円となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等としまして、〇〇〇〇氏。男性。〇〇歳。農作業従事日数は300日となっております、詳細は以下のとおりです。

事務局からは以上となります。

○会長

はい。ただ今事務局から利用権設定について8件について説明がございました。

この件について質問がございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

はい。7番委員。

○7番委員

はい。ただ今ご説明がありました15ページですけれども、〇〇〇〇さんですか、その中で利用内容に果樹とありますよね。となると植え付けになってくると5年の契約ではちょっと。どういう内容かはちょっとわかりませんが、もし果樹で植え込んで5年になったらですね廃棄するようになりますよね。ですからこの果樹の内容はちょっと確認した方がいいんじゃないでしょうかと思ひまして質問いたしました。

○会長

事務局説明をお願いします。

○事務局

はい。事務局よりご説明させていただきます。

職員

7番河津委員のご質問のですね地番につきましては、もうすでに植わっているものと聞いておりますので、この期間での契約内容となっております。以上です。

○会長

7番河津委員よろしいでしょうか。

○7番委員

はい。

○会長

他に質問ございませんでしょうか。

質問ございませんか。

(ありません。の声あり)

はい。質問はないということですので、8件一括して採決を行いたいと思います。

原案のとおり承認する方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ですので、原案のとおり決定することといたし、町長へ報告をいたします。

**議案第10号 下限面積（別段の面積）の設定について**

続きまして日程第5「議案第10号下限面積(別段の面積)の設定について」上程いたしますので事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。16ページをお願いいたします。

**【議案第10号 下限面積(別段の面積)の設定について詳細に説明】**

17ページをお願いいたします。

下限面積(別段の面積)の設定について

(1)については後程詳細な説明をさせていただくということで省略させていただきます。

(2)農地法施行規則第17条第2項各号の適用について

可否：現行の下限面積(別段の面積の設定)50アールの変更は可能。

理由：南小国町は、人口減少に伴う農家数の減少に加え、中山間地域であるため農地が点在しており、新規就農者が農地又は採草放牧地を利用することによる農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれは極めて低いものと考えられる。よって下限面積(別段の面積)を設定することは可能である。

方針：状況を踏まえ、平成30年度の南小国町の下限面積は「30アール」とする。

以上です。

○会長

ただ今事務局から説明がございました。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる。)

4番。下城委員。

○4番委員

下限面積の意義。元々なんでこんなものが決められているのか。そういうようなところを説明してください。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

はい。説明させていただきます。

職員

下限面積の設定というのが、南小国町の農地をですね例えば町外の方ですとか新規就農の方がみだりに取得しないようにするために設定するものというような考え方でよいかと思います。要は昨年度までの設定がですね50アール、約5反以上を取得しなければ新規就農ができないというハードルを設けておりましたけれども、そうしますと新規就農の方にとっては5反を有効利用するというのは難しいと。というところで本当に農業を志す人が農地を取得するということで5反という設定をされていたところですよ。

ただ全国的に見てですね人口減少等で農地が遊休化していくという懸念がありますので、新規就農の方の農地取得のハードルを下げるという意味で5反から3反に下げるといような今回の趣旨でございます。

以上です。

○会長

4番。下城委員。よろしいですか。

○4番委員

はい。

○会長

今回、30aと決めたことについて、前回勉強会をしたときに、熊本県下の説明があったわけですけど、その件についても1回説明をお願いします。

○事務局  
職員

はい。ご説明させていただきます。

先月ですね、4月の総会時に皆さんにご説明させていただいたんですけども、熊本県の中の動向としまして、2反から3反の設定をしている自治体が大変多ございまして、その中で南小国町としまして2反から3反のどちらにしようかというところを先月農業委員さん皆さんとですねお話をさせていただいたところでした。それを踏まえまして、多少その動向を勘案して30アールとさせていただいたところがございます。

正確な数字は出ていないんですけども、約半数の市町村が下限面積の設定を行っております。その中で、極端なところはですねもっと低いところもありますけれども、平均的なところとしまして2反、または3反というところで、約4割から5割の市町村がそういった設定をされているというところがございます。

○会長

今事務局から説明がございましたけれども、他に何か質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり)

はい。質問がないというようなことでありますので、採決に移りたいと思います。

下限面積の設定について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので、下限面積の設定については30アールと決定することといたします。

## その他

その他ですけども、何かございませんでしょうか。

はい。ないようでありますので本日の5月の総会はこれで閉会いたします。どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成30年5月10日

南小国町農業委員会会長

署名委員 3番委員

署名委員 4番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚